

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律案特別委員會議事速記録第一號

(五)

付託議案

輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法

律案

委員氏名

委員長 伯爵樺山 愛輔君
副委員長 男爵東郷 安君

伯爵岩倉 具榮君
侯爵四條 隆愛君
子爵曾我 祐邦君
子爵岡部 長景君
子爵松平 康春君
出淵 勝次君
今井田清徳君
男爵伊藤 一郎君
男爵安場 保健君
橋本圭三郎君
小坂 順造君
稻畑勝太郎君
小倉 正恒君
下出 民義君
大澤徳太郎君
金成 通君

昭和十二年九月七日(火曜日)午後六時三十九分開會

○委員長(伯爵樺山愛輔君) ソレデハ是ヨリ第一回ノ委員會ヲ開キマス、商工大臣御

出席デスカラ、大臣ノ御説明ヲ一ツ御願ヲ致シマス

○國務大臣(吉野信次君) ソレデハ本法案

ノ提案ノ理由ヲ更ニ御説明申上ゲタイト思ヒマス、先程本會議ノ議場デモ申上ゲタノデアリマスルガ、何分ニモ近頃ノ戰鬪行爲ニハ色々難多ナ物資ガ非常ニ澤山入用ナノデアリマシテ、到底昔トハ較ベモノニナラナイ程多イノデゴザイマス、而シテ其ノ必要ナ物資ハ國內デ調達ガ出来マスルモノハ固ヨリ國內ノ資源或ハ滿洲國ヲモ打ッテ一丸トシタ見地ニ於キマシテ之ヲ調達スルコトニ努メルコトハ勿論ノコトデアリマスケレドモ、併シ矢張り此ノ急場ニ間ニ合セマス爲ニハ相當ノ物資ヲ外國カラ輸入致シマシテ間ニ合セルト云フ風ニシナケレバナラナイト存ズルノデアリマス、然ルニ申上ゲル迄モナク我が國ノ近代ノ貿易ノ狀況カラ申シマス、入超ガ相當多イノデゴザイマシテ、國際收入ノ關係カラ申シマス、折

角此ノ時局ニ必要ナ物資ヲ澤山外國カラ輸入致シタイト存ジマシテモ入超ノ關係ガ甚シイガ爲ニ十分ニ之ヲ入レニクイ、斯ウ云フ羽目ニ陥ラザルヲ得ナイノデゴザイマスカラ、ドウシテモ此ノ時局ニ處シマシテ、所期ノ目的ヲ達スルニハ、輸出入ニ關シマシテ相當ナ手加減ヲ加ヘルト云フコトガ必要デアルト信ズルノデアリマス、ソレガ詰リ此ノ本法案ノ第一條ニ於キマシテ、必要ト認メマス場合ニハ、輸出入ノ制限又ハ禁止ヲ爲シ得ルノ權能ヲ政府ニ御願スル、斯ウ云フコトヲ規定致シマシタ理由デアリマス、固ヨリ贅澤品デアリマスツカ、或ハ不用品デアルトカ云フヤウナ物ノ輸入ヲ抑制致シマスコトハ是ハ當然ナコトデゴザイマシテ、問題ハナイノデゴザイマスルケレドモ、國際收支ノ關係カラ申シマス、サウ云フモノダケデハ、只今私が申上ゲマシタ目的ヲ達スルニハ十分デナイ、我が國ノ貿易ノ構成ハ私が申上ゲル迄モナク必要ナ、或ハ輸出工業ノ原料或ハ國民生活ト云フモノニ必要ダト云フ原料ヲ澤山入レテ居ルト云フノが我が國ノ貿易ノ狀態デゴザイマシテ、ソレガ詰リ金高ガ相當ナ額ニ上ッテ居ルノデ

アリマスカラ、國際收支ノ關係デ今ノヤウナコトヲ達シマス爲ニハ、ドウシテモ何ト申シマスカ、國家産業ノ見地カラ申セバ、必要ナモノデアッテモ、此ノ際尙ホ幾何カノ數量ト云フモノヲ抑制スルト云フコトモ已ムヲ得ナイコトト考ヘルノデアリマス、サウシマスルトサウ云フヤウナ必要ナ原料ト云フモノガ輸入ヲ止メル、或ハ制限ヲスル、ソレヲ其ノ儘ニ放ッテ置キマス云フト供給ガ不足ニナリマスカラ、サウ云フ大切ナ原料ノ値段ガ暴騰致シマシタリ、或ハ其ノ供給ガ不圓滑ニナッテ、細カイ問題デアリマスルケレドモ器用ニ立廻ル人ハ澤山サウ云フモノヲ入レルト云フコトガアッテ、又サウデナイ方ニハサウ云フモノガ廻ラナイ、色々經濟上ノ混亂ヲ來スコトニナルノデアリマスカラ、已ムヲ得ズサウ云フコトヲヤリマスカラバ是ハ致シ方ナイト致シマシテ、ソレト同時ニ斯克ノ如ク制限致シマシタ必要ナ物資ト云フモノノ國內ノ配給ト云フモノヲ矢張り適當ニ按配スルト云フ必要ガアラウト存ズルノデアリマス、サウ云フコトヲドウ云フ風ニシテヤルカト云フコトハ色々ナ是ハ複雑ナ問題デゴザイマスルガ、一ツノ

例ト致シマシテ、例ヘバ棉花ナラ棉花ト云

フ重要ナ原料ト云フモノノ輸入ヲ幾ラカ制限スルト云フ、斯ウ云フコトヲヤリマス場合ニハ、輸出ノ方ニハ妨ゲノナイヤウニシ

タイト思ヒマス、又國際收支ノ關係カラ申シマシテモ、輸出ノ原料トシテハ是ハ殆ド

無制限ニ入レテ差支ナイ譯デゴザイマスカラ、ドウシテモ國內ノ消費ノ方ニ其ノ必要

ナ棉ト云フモノノ輸入ヲ制限シナケレバナラナイ、斯ウ云フコトニナルノデゴザイマ

ス、サウシマスト是ハ國民ノ日常生活品デアリマスカラ、非常ニ不便ヲ掛ケル譯デア

リマスカラ、先ツ國民全般ニ對シマシテモ、此ノ時局ノ爲ニ矢張り辛棒シテ貰フ、當分

ノ間ハ新シイ綿布ト云フヤウナモノハ、成ルベク買ハナイヤウニ辛棒シテ貰フ、斯ウ

云フ消費ノ節約ト申シマスカ、サウ云フマア國民的覺悟ト云フヤウナモノヲシカリ

ト持ッテ貰フ、ト云フ必要ガ先ヅアルノデアリマシテ、ソレカラ又其ノ棉ニ付キマシ

テモ、サウ云フ風ニ數量ガ決ッテ來ルカラ、棉ヲ輸入スル商賣人ノ間ニモ今迄トハ餘程

違ヒマシテ、全體トシテ打ッテ一丸トシテ、其ノ棉ヲ入レル紡績業者ハ又其ノ棉ト云フ

モノニ依リマシテ、紡績ノ計畫ト云フモノヲ樹テル、自然操短ヲスルトカ、何トカ云

フヤウナ問題ニナル、サウスルト今度ハ綿

絲ノ供給ガ不足ニナリマスカラ、ソレハ輸出ノ方ニハ妨ゲガナイ、又輸出ノ方ニハ其

ノ綿絲ノ値段ガ暴騰シテハ是ハ困ルノデス、ソレデアリマスカラ、綿絲ノ値段モ輸

出ニ差支ナイ値段デ供給スルニハドウシタラ宜イカ、ソコデ綿絲ヲ原料トスル織物業

者ト云フモノノ間ニ於キマシテ、色々ナソコニ複雑ナ秩序ト云フヤウナモノヲ設ケナ

ケレバナラナイ、サウ云フマア是ハ一ツノ例デゴザイマスガ、サウシテ又今度ハ其ノ物

ガ愈、製品トナッテ市場ニ出マス時ニ、其ノ時ニ又其ノ値段ト云フモノノガドウ云フ風ニ

ナルカ、又大キイ工業ハ宜シウゴザイマスケレドモ、中小ノ工業者デアッテ、内地向

ノ織物ヲ織ッテ居ルト云フ人ハ、サウ云フ爲ニ非常ニ窮境ニ陥ルコトモ想像セラレマ

スカラ、成ルベクサウ云フコトヲ緩和スル爲ニ、例ヘバ綿布ノ製造ハ綿絲ガ少クナッテ

出來マセヌガ、代用品トシテ外ノ纖維ヲ交ヘル、或ハ「ステープル・ファイバー」ヲ交ヘ

ルカナンカ、ト云フヤウナコトノ手配ヲモシナケレバナリマセヌ、サウ云フ風ニ一ツ

ノ問題デモナカ、面倒ナ問題ガ生ジマスカラ、此ノ法律ノ第二條ニ於キマシテ、是

ハホンノ一ツノ例ヲ唯思ヒ付キ申上ゲタノ

デアリマスガ、第二條ニ於キマシテサウ云

フ場合ニ處スル爲ニ、或ハ消費ノ節約ヲ命ズル場合モアリマセウシ、或ハ使用ニ

付テ只今申シマシタ代用品ノ混用ト云フコトヲ強制スルコトヲ命ズル場合モアリ

マセウシ、或ハ又或方面ニ其ノ物が偏在シテ外ノ者ニハ譲リ渡サヌト云フ時ニ、有

リ餘ル時ニ少イ方ニ之ヲ賣レ、譲リ渡セト云フヤウナコトヲ命ズル場合モアリマセウ

シ、又値段ニ付キマシテモ非常ニ物が撥ネ上ル時ニ暴利取締ト云フ、結果ニ於テ取締

ルダケデハ十分デゴザイマセヌカラ、其ノ値段ガ上ラナイヤウニ價格ノ或程度ノ高

低ト申シマスカ、別ニ政府ガ法律命令デ之ヲ決メルト云フ譯デハゴザイマセヌケ

レドモ、販賣價格ニ對シテモ亦命令ヲ爲スト云フヤウナ必要モ生ズルト云フヤウナ

コトガ、二條ノ規定ハ簡單デハゴザイマスケレドモ、サウ云フ有ラユル場合ニ處

スルト云フ爲ニ、矢張り政府ニソレダケノ權能ヲ頂戴スルト斯ウ云フ趣旨デゴザ

イマス、唯國際收支ノ關係デドレダケノ金額ヲ輸入抑制スルカ、或ハ其ノ中ニハ

軍事ノ必要カラドウ云フモノノガドウ云フ金額ヲ外國カラ買ハナケレバナラヌカト云フ

ヤウナコトハ、是ハ軍事上又ハ財政上ノ機

密ニ屬スル事項デゴザイマスカラ、サウ云

フ問題ハ總テ政府ノ責任ニ於キマシテ之ヲ決メルノデアリマススケレドモ、併シ或モノ

ヲ或數量ニ輸入ヲ制限シタ、俗ナ言葉デ申セバ、是ダケデモウ無イ袖ハ振レナイノダ、

是デ以テ綿業ナラ綿業ト云フモノハ、此ノ棉花デ以テ日本ノ綿業ト云フモノノ輸出ヲ

阻害シナイヤウニ、又國內ノ綿業界ト云フモノニモ餘リ混亂ヲ來サナイヤウニヤルニ

ハドウシタラ宜イカト云フコトハ、是ハナカナカ重大ナ問題デゴザイマシテ、權限ハ

政府ニ於テ收メテ居リマススケレドモ、サウ云フ有ラユル方面迄モ氣ヲ配リマシテ、

一ツノ計畫ヲ役所デ立テルト云フコトハ是ハナカ、容易ニ出來ニクイコトダト思フ

ノデアリマス、從ヒマシテサウ云フコトノ運用ト申シマスカ、計畫ト云フコトハ出來

マスダケ當業者ト云フモノノ自治ニ委セタイト思ヒマス、綿業ノコトヲヤリマス時

ニ、其ノ綿業界ト云フモノノ各方面ノ團體等モ辛ニゴザイマスカラ、サウ云フモノノ

代表者ト申シマスカ、或ハ其ノ方ノ有力者ト申シマスカ、サウ云フ方ニ自分ノ業々ノ

立場ノ私經濟上ノ利益ノ見地ダケデハナク、斯ウ云フ非常時ニ對スル日本ノ國民經

濟ノ全局カラ考ヘテ、ドウ云フ風ニシタナ

ラバ宜イカト云フコトヲ御願ヒ……自治的
統制ト云フ言葉ヲ申セバサウ云フ言葉ニ當
ルダラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ニシテ
御願ヒラシタイト思ヒマス、ソレデ又役所
ノ方面ニ於キマシテモ、特ニ是ハ法律ニハ
關係ナイコトデゴザイマスガ、専門委員ト
云フモノヲ、官制上ト申シマスカ、制度上
公ニ認メマシテ、サウシテ今申シマシタヤ
ウナ仕事ヲ役所ニ手傳ツテ戴ク爲ニ、民間
ノ方ヲ煩シテ、専門委員ト云フモノニシテ、
是ハ一ツノ公務員ニスル積リデアリマス、
官吏デハゴザイマセヌケレドモ、サウシテ
銘々ノ利害問題デハナシニ、國ノ公ノ行政
ト云フモノハ國家ト協力シテ、一緒ニナッテ
之ヲ行フノデアル、マア斯ウ云フ、或意味
ニ於キマシテハ、一ツノ新シイト申シマス
カ、商工省ノ行政ニ關スル限リハ、今迄ハ
委員會トカ何トカ云ツテ色々民間ノ方ノ御
協力モ仰イデ居リマスケレドモ、ソレヨリ
ハモウ少シ突キ進ンダ制度ニ致シマシテ、
サウシテ今言ツタ面倒ナ問題ヲヤッテ行クト
云フ以外ニ是ハ方法ガナカラウト、斯ウ考
ヘルノデゴザイマス、マア斯ウ云フ趣旨デ
出來マシタノガ此ノ法律案ノ大體ノ骨子デ
ゴザイマシテ、言フ迄モナク此ノ時局ニ關
シマスル臨時ノ立法デゴザイマスカラ、之

ヲ固ヨリ恆久的ノ立法ニスルト云フ意思ハ
少シモゴザイマセヌノデ、法律ニモ、支那
事變ガ終了シタナラバ、一年内ニ成ルベク
速カニ之ヲ廢止スルト云フ趣旨ヲ明カニシ
タ次第デゴザイマス、大體サウ云フ趣旨デ
立案ラシタノデゴザイマスカラ、ドウカ十
分ニ御審議ラ下サイマシテ御協賛下サルヤ
ウニ重ネテ御願ヒ致シマス

○委員長(伯爵樺山愛輔君) チョット御諮
リ致シマスカ、色々御質問ヤラ何ヤラ多ウ
ゴザイマセウガ、今晚ハ此ノ程度ニ措キマ
シテ、明朝十時カラ引續イテ委員會ヲ聞キ
タイト考ヘマスカ、如何デゴザイマセウ
カ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵樺山愛輔君) デハサウ云フ
コトニ致シマス

午後六時五十五分散會

出席者左ノ如シ

- | | | |
|------|------|-----|
| 委員長 | 伯爵樺山 | 愛輔君 |
| 副委員長 | 男爵東郷 | 安君 |
| 委員 | 公爵岩倉 | 具榮君 |
| | 侯爵四條 | 隆愛君 |
| | 子爵曾我 | 祐邦君 |
| | 子爵岡部 | 長景君 |

- | | |
|--------|-----|
| 子爵松平 | 康春君 |
| 出淵 | 勝次君 |
| 男爵伊藤 | 一郎君 |
| 男爵安場 | 保健君 |
| 橋本圭三郎君 | |
| 小坂 | 順造君 |
| 小倉 | 正恒君 |
| 下出 | 民義君 |
| 大澤徳太郎君 | |
| 金成 | 通君 |

- | | |
|-------|--------|
| 國務大臣 | |
| 商工大臣 | 吉野 信次君 |
| 政府委員 | |
| 貿易局長官 | 寺尾 進君 |

昭和十二年九月八日印刷

昭和十二年九月八日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局